

議案第三三三号

町税条例の一部を改正する条例について

町税条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十五年五月六日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十五年五月六日原案可決 三朝町議會議長 加藤幸太郎

町税条例の一部を改正する条例

町税条例(昭和三十二年三朝町条例第一号)の一部を次のように改正する。

鳥取縣 東伯郡 三朝町 議會議長 印

第四百四十六条中

一 所得割 百分の二・五

二 資産割 百分の六・〇

三 被保険者均等割 被保険者一人について 二・三〇四

とあるを

一 所得割 百分の二・一

二 資産割 百分の五・五

三 被保険者均等割 被保険者一人について 二・三〇四

に改める

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和三十五年度より適用する。